

地域再生・構造改革特区セミナーの申込みを受け付けています

<セミナー内容>

下記の内容について、県の担当者を講師として派遣し、説明を行うものです。

- ☆地域再生・構造改革特区制度の概要について
- ☆地域再生・構造改革特区の事例について
- ☆その他、ご希望の内容について

<申し込み条件>

- (資格) 県内在住の方
- (人数) 5名以上を対象とします(少人数の場合はご相談下さい)
- (会場) 申込みいただく方にご用意をお願いします。

<申し込み方法>

下記の窓口に電話・FAX・電子メールのいずれかでお申込み下さい。

宮城県企画部地域振興課・地域振興第3班
Tel. 022-211-2425 Fax. 022-211-0205
E-mail. tisin3@pref.miyagi.jp
URL. http://www.pref.miyagi.jp/tisin/saisei_toc/top/index.html

国は、地域の特性やニーズを踏まえて、地域の各主体が自ら知恵を絞り、実施する地域振興や活性化の取組みを支援するため、平成14年7月から「構造改革特区」制度を、また、平成15年10月から「地域再生」制度をそれぞれ実施しています。

宮城県では、みなさんにこれらの制度を活用していただくため、セミナーを開催いたします！

IT豆知識

デジカメ選びのポイント③～電池の種類と容量について～

デジカメ(デジタルカメラ)を選ぶ際に、電池(バッテリー)の種類と容量を見落としてしまいがちではないでしょうか?最近のデジカメは充電式の専用電池(充電電池)が主流です。旅先などの電池切れは困りますので、予備の電池を用意したほうがよいでしょう。

また、小型のデジカメは電池も小さくなる傾向があります。それに反して高画素CCDは電池を多く消費するので、「小型+高画素」の組み合わせのデジカメには注意が必要です。加えて、フラッシュ撮影や寒い場所での撮影は電池の消耗も激しいので、このことも念頭に置いておくとうよいでしょう。

充電電池の充電可能回数ですが、いずれのタイプも300～500回くらいまで繰り返し充電できます。つまり、少し撮影しては充電するということを繰り返していると、電池の寿命を短くする結果になります。ですから、一度カメラに入れた電池は使い切ってから充電するのがよいでしょう。そのために、予備の電池があると非常に便利です。

なお、充電電池の種類によっては放電が必要なタイプがあります。Ni-CdやNi-MHは途中充電(使い切る前に充電)すると極端に寿命が短くなりますので、放電後または使い切ってから充電しましょう。Li-ion(携帯電話と同じタイプの電池)は途中充電が可能ですが、充電可能回数を考えれば使い切ってから充電したいところです。

宮城県商工会連合会嘱託専門指導員

志水 麻木

税のひとくち知識

たばこ税、酒税などの個別消費税・個人事業者の自家消費の取扱い

1. 消費税の課税標準である課税資産の譲渡等の対価の額には、酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税、石油ガス税などが含まれます。これは、酒税やたばこ税などの個別消費税は、メーカーなどが納税義務者となって負担する税金であり、その販売価額の一部を構成しているため、課税標準に含まれるとされているものです。

これに対して、入湯税、ゴルフ場利用税、軽油引取税などは、利用者などが納税義務者となっているものですから、その税額に相当する金額を請求書や領収証等で相手方に明らかにし、預り金又は立替金等の科目で経理するなど明確に区分している場合には、課税資産の譲渡等の対価の額には含まれないことになります。

なお、その税額に相当する金額を明確に区分していない場合には、対価の額に含まれることになります。

2. この欄では、個人事業者の自家消費について説明します。

個人事業者の自家消費とは、個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業用に使用していたものを家事のために消費した場合又は使用した場合には、その資産を消費又は使用したときのその資産の価額、すなわち時価に相当する金額を課税標準として課税されます。

ただし、棚卸資産を自家消費した場合、その棚卸資産の仕入れ価額以上の金額で、かつ、その棚卸資産の通常他に販売する価額のおおむね50%以上に相当する金額を対価の額として消費税額を計算したときは、その金額で課税されます。

なお、詳しいことは最寄の商工会にお聞き下さい。

宮城県商工会連合会嘱託専門指導員

星 武夫

商工会員・ご家族・従業員の福利厚生プランのための

生命傷害共済(傷害総合保険+病氣入院見舞金制度)・所得補償共済(所得補償保険)
建設総合補償共済

商工会福祉共済制度

※お問い合わせはもよりの商工会へ

あるいは直接取扱い代理店 有限会社 みやぎふるさとサービスへ

TEL 022-216-2358